

空港整備事業

◆ 徳島飛行場における滑走路端安全区域の整備、排水対策

滑走路端安全区域 (RESA) とは、航空機が離着陸する際に滑走路を超えて走行し停止する「オーバーラン」、または航空機が着陸する際に滑走路手前に着地してしまう「アンダーシュート」を起こした場合の航空機の被害・損傷を軽減させるための区域のことです。徳島飛行場は、平成25年度に改訂された「空港土木施設の設置基準」に基づくRESAの範囲を満たしていないことから、海側にRESAを確保する必要があります。

令和元年度から現地調査、設計に着手しており、令和2年度も引き続き現地調査、設計を実施する予定です。

また、平成31年4月にこれまでの基準、要領を明確にする形できとり定められた「空港土木施設設計要領」を満足するように排水施設の機能を確保する必要から、令和2年度は現地調査、排水施設の改良に向けた検討に着手する予定です。



GeoEye-1©2016 DigitalGlobe, Inc./ 画像提供: 日本スペースイメージング

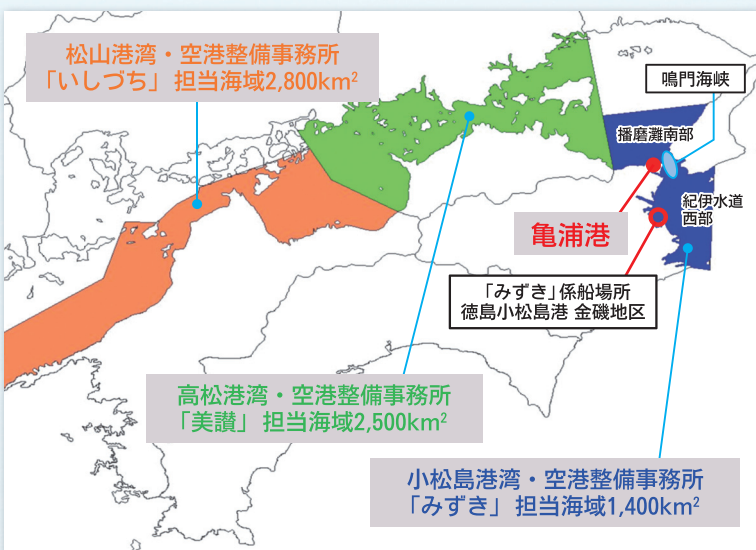
海洋環境整備事業

四国地方整備局では、瀬戸内海に3隻の海洋環境整備船を配備しています。

当事務所の海洋環境整備船「みずき」は、播磨灘南部及び紀伊水道西部を担務海域として、日々海の浮遊ゴミを回収しており、また、船舶事故等によって海に油が流出した際には油の回収も行うことができます。これに加えて近年では、災害時の物資輸送のための、「緊急確保航路」の啓開作業を想定した定期的な訓練、検討等も行っています。

例えば、「みずき」は金磯を基地として浮遊ゴミを回収し、陸揚げ処理をしているため、播磨灘南部でゴミを回収する際には、日本有数の船舶交通の難所である鳴門海峡(幅が狭く潮流が複雑で極めて強い)を潮止まり(約6時間に一回です)の時間を利用して通過する必要があります。このため、播磨灘南部で大量にゴミが発生したとしても、すぐに現場に駆けつけて回収する、逆にすぐ基地(金磯)へ戻って回収した浮遊ゴミを陸揚げ処理することができません。そこで、播磨灘南部で一定期間浮遊ゴミの回収、陸揚げ処理ができるように、令和元年度に播磨灘南部側の基地として亀浦港を利用するための訓練を行いました。

令和2年度においても、海洋環境の整備として浮遊ゴミの回収等を行うとともに、災害には浮遊ゴミが大量発生することを想定し、さらなる効率的、確実な回収、陸揚げ処理等に向けた定期的な訓練、検討等に取り組みます。



四国地方整備局管内の担当海域



海洋環境整備船「みずき」

播磨灘南部でのゴミ回収状況
(平成30年度西日本豪雨時)



亀浦港でのゴミ陸揚げ作業